

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

厚生労働省より、食品中の放射性セシウムに係わる見直し基準値案が出されました。

《新たな基準値案(単位:Bq/kg)》

【現行】

食品群	基準値
野菜類	500
穀類	500
肉・卵・魚・その他	500
牛乳・乳製品	200
飲料水	200

見直し案

食品群	基準値
一般食品	100
牛乳	50
飲料水	10
乳児用食品	50

新設

★食品中の放射性物質の濃度測定を承っております。
 サンプル形態、価格、納期等お問い合わせください。

お問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

富士本社 環境分析部 加藤雅士・城所 亨
 営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正する件（食品中の放射性物質の基準値の設定）（案）
（平成 23 年 12 月 27 日）

（1）対象食品群と基準値

食品群	内 容	基準値 Bq/kg
飲料水	ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水）	10
	飲用茶（茶を原料とする清涼飲料水及び飲用茶。飲用茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用）	
牛乳	牛乳、生乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊、乳飲料	50
乳幼児用食品	乳児に飲食させることを目的として販売する食品	50
一般食品	上記以外の食品 （但し、乾燥しいたけ、乾燥わかめなど原料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態と水戻しを行った状態に基準値を適用。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油脂の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用）	100

（2）施行予定

- ・ 公布日 平成 24 年 3 月上旬
- ・ 施行日 平成 24 年 4 月 1 日（一部の食品に経過措置を設ける予定）

2. 食品の放射能物質の濃度測定

食品の検査は、放射性物質の種類毎に食品中に含まれるガンマ線濃度を測定します。

- ・測定方法：

ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる精密検査です。

- ・測定対象物質（核種）：

放射性ヨウ素（I-131）

放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）

- ・検査対象検体：

茶、穀類（米、麦等）、野菜、果実、菌類などの農作物全般、肉類、魚介類、飲料（牛乳、飲料水）、加工食品などの食品全般。

食品以外にも堆肥、土壌、産業廃棄物、焼却灰、排水なども可能です。

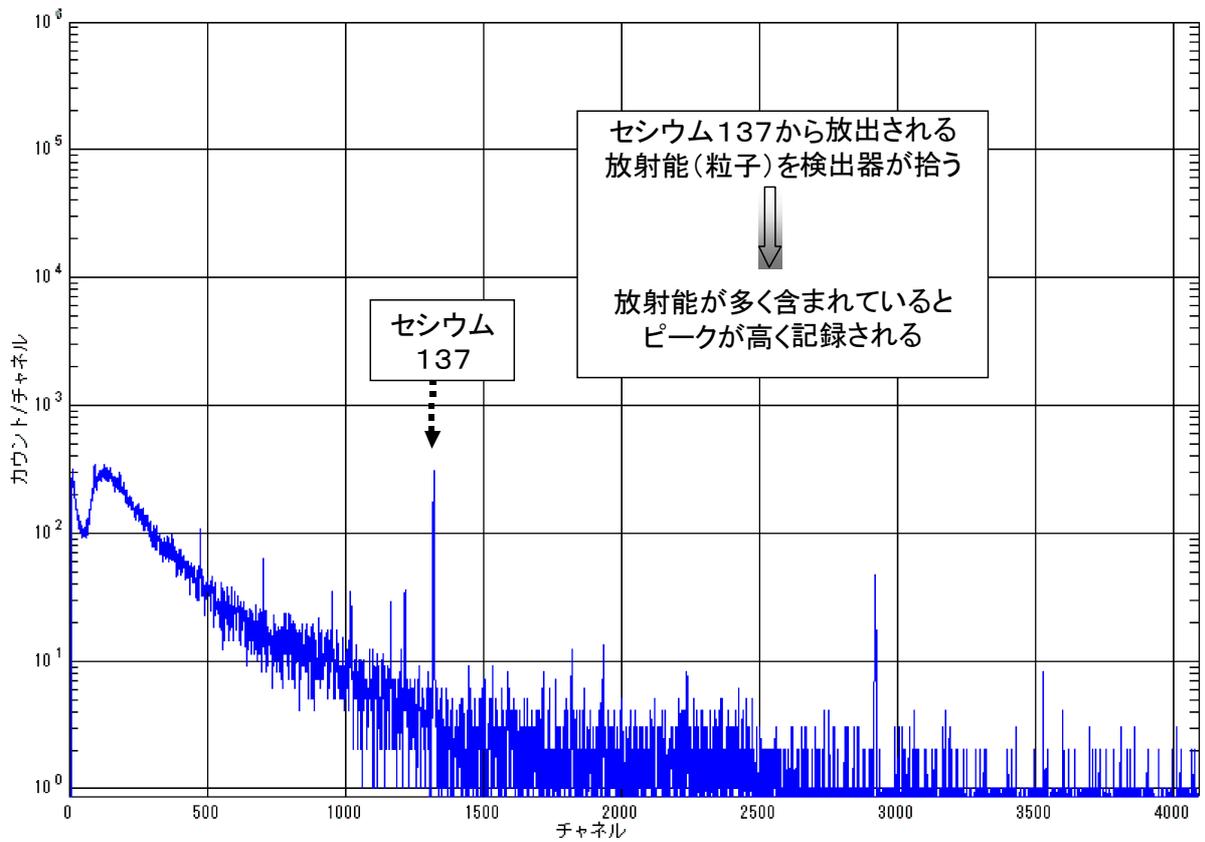
- ・定量下限値について：

定量下限値とは、分析対象物質の濃度がわかる最低濃度で、分析する核種、対象物などによって異なります。定量下限値を小さくすれば、基準値を大幅に下回るわずかな量でも検出することができますが、時間や経費がかかります。

（例）定量下限を50 Bq/kg から20 Bq/kg にしようとする、測定時間は約6倍になります。



ゲルマニウム半導体検出器



ゲルマニウム半導体検出器でのセシウム137測定記録例